

## 山梨県食の安全・食育推進本部設置要綱

### (設置)

第1 本県における生産から流通、消費にいたる総合的な食品の安全・安心施策を推進するとともに、食育を総合的かつ計画的に推進していくため、山梨県食の安全・食育推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (本部の構成)

第2 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部会議)

第3 本部は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 食品の安全・安心に係る基本方針に係ること。
- (2) 食品の安全・安心に係る行動計画の策定に関すること。
- (3) 食育に係る推進計画の策定に関すること。
- (4) 食品の安全・安心及び食育に係る施策の総合調整と推進に関すること。
- (5) その他食品の安全・安心及び食育に係る重要事項に関すること。

2 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

### (幹事会)

第4 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって充てる。

3 幹事会は、食育の総合的かつ計画的な推進に関し、次の事項を所掌する。

- (1) 本部に付議する事項の整理及び本部から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

4 幹事会は、幹事長が招集し、掌理する。

5 幹事長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

### (庶務)

第5 本部の庶務は、消費生活安全課において行う。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

2 山梨県食品安全対策本部設置要綱（平成15年5月14日）は廃止する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表 1 (本部の構成)

本 部 長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	企画県民部長
本 部 員	知事政策局長、リニア交通局長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

別表 2 (幹事会の構成)

幹 事 長	企画県民部理事
幹 事	知事政策局次長、リニア交通局次長、総務部次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、産業労働部次長、観光部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局次長、企業局次長、教育次長、警察本部警務部参事官  * 次長が複数置かれている部の次長にあつては、当該部の部長が指定する者とする。